

熊本県L P ガス料金高騰対策事業者補助金（従量支援分）第5弾Q & A

【補助金の対象となる購入・使用】

Q 1 熊本県外の工場での使用に係る購入量は補助金の対象に含まれるか。

A 1 熊本県外の工場での使用に係る購入量は補助金の対象外です。

Q 2 高圧ガス保安法に係る許可・届出を行う必要がある3トン以上の貯蔵施設以外に、3トン未満の貯蔵施設等を有しL P ガスを使用（消費）している分が、支援対象に含まれるか。

A 2 一つの事業所内に複数の貯蔵施設がある場合は、熊本県もしくは熊本市への許可・届出対象となっている3トン以上の貯蔵施設での使用に係るL P ガスの購入量に限り、支援金の対象となります。

Q 3 会社として、2事業所あり、一つは熊本市内にあり3トン以上の許可・届出をしている。もう一つの事業所は八代市にあり、通常のL P ガスボンベを使用している。この時の補助金はどうなるのか。

A 3 熊本市の事業所は本補助金の対象となります。八代市の事業所分は熊本県L P ガス料金高騰対策事業者支援金の対象となります。

【支援対象期間】

Q 4 L P ガスの購入について3月31日に注文したが、4月10日に納品された場合、購入量に含めることができるか。

A 4 含めることはできません。注文のみではなく、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間に納品された分の購入量が対象となります。

Q 5 令和8年1月1日から3月31日までの間に工業用に係る購入量について支援するとされているが、3月に購入したL P ガスが、3月中に消費されなくても良いのか。

A 5 支障ありません。令和8年1月から令和8年3月までの購入量を同期間の消費量とみなして支援するものです。

【その他】

Q 6 支援額1㎡あたり1.5円は、消費税を含む金額か、含まない金額か。

A 6 1㎡あたり1.5円は、消費税を含まない金額です。